

第一類 第十九号

第一回 國會議院運営委員會議録 第十号

昭和二十二年八月二日(土曜日)

午前十時五十六分開議

出席委員

委員長 淺沼稻次郎君

理事 土井 直作君

工藤 鐵男君 田中 久雄君

青川 兼光君 小島 徹三君

石田 一松君 中野 四郎君

森 三樹二君 岡部 得三君

後藤 悦治君 小澤佐重喜君

山口喜久一郎君 林 百郎君

委員外の出席者

衆議院副議長 田中 萬壽君

衆議院事務局長 大池 眞君

衆議院法制部長 諸橋 襄君

衆議院法制 三浦 義男君

部第一部長

本日の會議に付した事件

水産、鉱工業各常任委員会國政調査承認要求の件、

請願及び陳情書の取扱に関する件

裁判官彈劾法案

○淺沼委員長 これより會議を開きます。

常任委員会の國政調査承認について議長からの諮問があります。これを議題といたします。事務局長より説明があります。事務局長。

○大池事務局長 國政調査の承認要求書は、鉱工業委員会と水産委員会の両委員会から出ておりまして、鉱工業委員会の方は、調査事項を鐵道工業、化学肥料工業及び鉄鋼業に関する事項を調査したい。その調査の目的は増産対策の樹立に資したいというのであります。

して、この三工業の増産対策の調査をいたしたいという要求であります。それから水産委員会の委員長よりの要求事項は、魚港の災害状況及び復興の状況を調査したい、その調査の方法としては、委員を派遣したり、各関係方面から意見を聴取したい、こういう御説明でございます。この二つの調査事項の要求がありました。

○淺沼委員長 何か御意見ございませうか。なければ、ただいま議長から諮問の、水産委員会、鉱工業委員会の國政調査承認については、議長において承認を與えることに異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○淺沼委員長 異議がなければそのように決して、さよう答申いたします。

○淺沼委員長 次に請願及び陳情書の取扱に関する件を議題に供します。請願及び陳情書については、從來と異なり、すべて常任委員会においてその所管に属するものを審査することになっており、また國民主権のもとにあつては、國民の請願は、議案とともに慎重に審議すべきだと考えられますが、さきに常任委員長會議において協議の結果、お手もとに配付しておりますものを申し合わせ決定し、運営委員会の正式決定を求められてゐる次第であります。私も委員長として出席をいたしました。事務局長から常任委員会の申し合わせ決定について御説明を願つて、皆さんの御意見を承ることにいたします。

○大池事務局長 ただいま委員長から御報告のように、先日の各常任委員長會議で、大休今後請願及び陳情書の取扱にも各委員会と統一をして、こういうふうにやりたいということ、お手もとにありますが十項目のものができております。これを一應さつと読みまして、わからないところがあれば御説明を申し上げます。

一、請願は、議案その他の審査と脱み合せ、委員会が適当と認める時期に審査する。

これはその委員会に付託されてゐる請願及び陳情書等であるならば、いつ何時やつてもよいわけでありませんが、やはりその委員会に付託されてゐる議案等があるならば、その議案等の運命とも関連性がありますので、そういうものにとらみ合せて、委員会が適当と認めたときに審査をするということ、別に大した規定ではありません。

二、請願を審査するときは、先づ紹介議員の説明を聴取する。

これは規則第四十四條に規定してあります。大体その通りになっております。

三、請願については、公聴會を開くことができない。

請願といふものは議案でございませうので、公聴會は議案についてできるということになっておりますから、こういうことになつてまいります。

四、請願については、兩院の合同審査會を開くことができない。

兩院合同審査會を開くという規定

は、ほかの方にございますが、八十二條の方で、請願といふものは衆参兩院が互に關與しない、おの／＼獨立の権限でやるということになつております。關係上、合同審査會でやることは、この條文から見ても不合理であらうということ、こういう取扱ひにいたしましたのであります。

五、請願の審査のために、証人の出頭を求め委員を派遣し及び報告及び記録の提出を要求することはできる。

この事例は、請願の内容の重大性に鑑みまして、場合によれば証人の出頭を求めたり、委員を派遣したり、また報告であらうと、記録であらうと、提出を要求することができると。こういう第五十三條、第五十五條、第五十六條の適用をしたい、こういう申合せであります。

六、請願の審査は、慎重を期することとし、苟も採択した以上は、必ずこれが實現の方途を講ずるものとする。これがため

(イ) 請願の内容に應じ必要あるときは、委員会において法律案を起草提出する。

(ロ) 予算的措置を必要とするものについては、必要により予算委員会と連合審査會を開く等の措置を講ずる。

これは從來も、さうでございましたが、請願といふものが院議によつて採択された以上は、政府をしてこれを實行せしめなければならないという建前

から、イ、ロという問題が出てくると承知いたしております。

七、議院において、採択又は不採択と決したもののについては、請願者にその結果を通知する。

こういう場合には、はつきり態度のきまつたものについては、その旨を請願者に知らせるやう、さういふことであります。

八、本會議又は委員会において既に審議を終つた議案又は請願と同一趣旨の請願でもこれを審査することは差支ない。但し既に請願の目的が達せられてゐるものについては、審査しない。

これは從來ですと、本會議もしくは委員会等である請願と同一趣旨の法律案なりあるいは建議 最近はありませんが、從來建議といふものが出ておりますれば、請願は別に何ら議決せぬでも、それと運命をとにするという取扱ひでありますから、今後は法律案につきましても、一旦否決されたものがまた出るといふ一事不再議の從來の原則が、よほど變つてまいりました關係から、同一の趣旨の請願でも、これを審査することは差支ないが、すでに請願の目的が達せられてゐるものについては審査しない。その請願のようなもの法律案で通つてゐるときには審査しない、さういふわけであります。

九、陳情書については、請願の取扱に準ずる。

陳情書といふのは、今度初めて、常

任委員会にかかりますが、やはり陳情書も請願と同じ取扱いにいたしました。

十、陳情書についても、請願に準じて文書表を作成する。

陳情書についても、請願に準じて一應の文書表をつくつてやつていこう、こういう申合せであります。

○淺沼委員長 何か御意見ございませぬか。

○小澤(佐)委員 これは常任委員長会議の結果なんですか。

○淺沼委員長 そうです。常任委員長会議の申合せですけれども、これを議會運営の方針として決定したいというので、正式にここで取上げてもらいたいという希望があつたのであります。

○林(百)委員 規則第何條と、いろいろ、衆議院規則ですか。

○大池事務局長 そうです。

○林(百)委員 どうも條文がちよつと変なところがあるのです。たとえば第六十條。

○大池事務局長 六十條は、連合審査会を開くことができる。

○林(百)委員 これを準用するんですね。

○大池事務局長 この(ロ)に「必要により予算委員会と連合審査会を開く」という関係の場合には、六十條に、連合審査会を開くという規定があるという参考條文です。

○林(百)委員 それから十の第七十三條、これは表紙に氏名を記さなければならぬというのが百七十三條で、文書表をつくるというのは百七十四條じやないですか。

○大池事務局長 これは百七十四條の間違ひです。

○淺沼委員長 それから決定は見ませんけれども、議論になりました点だけを、私出席しておりましたから、参考までに追加して御報告申し上げておきたいと思ひます。

第一には、専門調査員の設置に関する件、これは現在少くとも二名という規定になつてゐるわけですが、財政金融委員会の方から、「名では足りない、もつと増員してもらいたい。全体としても考えてもらいたい」ということでありました。その次には、傍聴人の身体検査を廃止したらどうか。さらに傍聴席において官吏のみに要点的筆記をすることを許しているが、議員の秘書には許さざることは不可である。議員秘書がたま／＼筆記しておつたら停止されたことがある。こういう点について何らか合法化してもらいたい。第三には、バッジをいろいろ利用しているようだが、この利用も法制化するよう、規則的にしてもらいたいという意見がありました。第四には、委員会は予算を審議する権能があるかということが非常に問題になりまして、たとえば、合同審査会が開かれた場合に、予算の合同審査を予算の分科会と常任委員会との合同審査会においてやつた場合に、一体可否を決定する権能があるかどうかということについて議論があつたわけですが、それはないという解釈であります。本会議は予算に対する全体会議だ、常任委員会は一緒に審査するけれども、決定権はあくまでも予算委員会がつく、こういう解釈でありました。それから行政機構の改革に

関する議案の付託について、行政機構というものが決算委員会に付託されることになりまして、それについての希望がございました。それから常任委員長の問題について議論が出まして、常任委員長の部屋があつて、そこに専門調査員、書記全部おつて、いつでも調査研究、さらに立法をすることの中心になつて働けるようにしてもらいたいという希望がございました。

もう一つは、予算委員会と他の委員会との関係並びに予算委員会の分科の方法であります。予算委員会は理事會において次のごときことを申し合はせたものであります。第一点分科会のことでありまして、分科会は第一分科会、第二分科会、第三分科会、第四分科会とわけまして、第一分科会は、法律及び國會、裁判所、會計検査院、内閣、大蔵省司法省所管並びに他の分科の所管以外の事項。それから第二分科会が外務省、文部省、厚生省所管。第三分科会が農林省及び商工省所管。第四分科会が運輸省及び通信省所管。

こういふやうなことになるので、他の常任委員会と分科会とで合同審査をやるといふ大体的方針をきめたものであります。それにしても分科の数が四分科では少いのはなからうか。第九十二議案においては五分科にわかれてやつておつた。そのときには予算委員は六十三名であつたので、五十名に減つた今日では大体四分科で妥当ではあるけれども、第一分科がそれ／＼独立の機關以外に大蔵省、司法省等をも含めておるといふことは、少し大き過ぎはしないか。さらに労働省が独立するといふやうな現実の姿でありますか

ら、厚生、労働、さらに一省くらいを加えてもう一分科設けたらどうかということが常任委員長會議においても議論になつた点であります。しかしきめるのはやはり予算委員会であることであるから、予算委員会に常任委員長の意見としてそれを伝えようではないかというところで、決定をいたさなかつたという話でありますから御了承願つておきたいと思ひます。

○大池事務局長 そこで、各常任委員長の申合せの七でございますが、たゞいま議事部長の方からも御注意がありましての申合せですが、議院が請願を採択または不採択したものについては、請願者にその採択不採択の旨を通知する。これは民主的な建前からいたしますと趣旨としては結構でございますが、現実の場合には何万という同じものが来る場合がありまして。現在の状態で申しますと、六・三制の問題のごとき何万と来ておる。連名で来ておると、その頭の人にやるとか、そつちのものは代表者にできるだけいたしますけれども、現在六・三制のごときは連名で来すに別々に来ておる。そういうやうに全然同じものが別々の形でどつと来た場合には手続上たいへんだらうと思ひます。それでもしこれができれば採択または不採択に決したもののについては、請願を紹介した議員にその結果を通知してやるという程度に直していただければ、事務上差支えないと言つておられるのであります。御考慮のほどを願ひます。

○淺沼委員長 それではお諮りいたしますが、請願及び陳情書の取扱ひについては、第七項目の「請願者」というのを「請願の紹介議員」ということに改めて決定することに異議ありませんか。

○淺沼委員長 さう決定いたしました。

○淺沼委員長 次に裁判官彈劾法案を議題にいたします。

先日小委員会の成果について若干の修正箇所を協議いたしました。さらに關係方面との交渉の結果、検討を加える必要がありまして、御審議を願ひます。第一部長。

○三浦説明員 お手もとに印刷しておあげいたしました裁判官彈劾法案というものが、小委員会において決議されました原案であります。それから一枚刷りにいたしました裁判官彈劾法案修正というものを差上げてありますが、これはその後關係方面に折衝の結果、修正をしたらばと考えておる箇所であります。順を逐うて御説明申し上げます。

第二條につきましては、先般の委員會の際に申し上げましたが、原案に四号ありましてものを工号にまゝとしまして、「瀆職の行爲があつたとき」といふのは修正案の一号の中に含まれることに規定をいたしまして、原案の一号、二号、三号をひつくるめまして修正案の一号に、それから原案の四号を修正案の二号といたしましたのであります。かように改めましたゆゑは、瀆職の行爲は一應職務上の義務違反に入ること、は、もとより考えておつたのであります。したが、原案第十二條との関連におきまして、一應裁判官として瀆職の行爲があれば、これは訴追事由とするに足

十六條の中に、その他の規定がありま
すが、「公務員の罷免に關し、平穩に
請願する權利を有し、何人も、かかる
請願をしたためにいかなる差別待遇も
受けない。」という規定がありますが、
この点に關しましては、第八十二條は
司法權に關する公開の原則を定めたの
でありまして、彈劾裁判所における規
定は憲法上特にその點に關する規定が
ある以上、これは特別法であり、八十
二條の規定の原則そのままが彈劾裁判所
の公開原則に適用されるものだと解
されない。かように解している次第で
あります。今申し上げましたような意
味合におきまして、二十六條の但書に
公序良俗を害する恐れがある場合には
公開しないで行うという例外的
な規定を置くことは、憲法違反ではな
かろうと、かように考へておる次第で
あります。しかしこの点につきまして
は、皆さま方の御意見を拜聴したいと
思つてゐる次第であります。

次に第二十八條の規定であります
が、これは「罷免の訴追を受けた裁判
官を召喚し、これを訊問することがで
きる。」かういふ場合におきまして、訴
追を受けた裁判官に對しまして、ある
いは強制的に不利な供述を強要する
のではないかとというような意見があつ
たのであります。これは憲法の第三
十八條に「何人も、自己に不利な供
述を強要されない」という規定がある
のであります。この憲法上の原則は
當然のことだと考へまして、特に規定
を置かなかつたのであります。

恩給の問題をどう考へるか。次に他の
文官等への就職の問題をいかに考へる
か。あるいは裁判官への就職の問題を
いかに考へるかという問題なのであり
ます。これらの点に關しましては、裁
判官への就職任命の問題に關しまして
は、裁判所法に、彈劾裁判によつて罷
免された者は、任命することはできな
いということになつておりますから、
そこで解決がつく次第であります。が、
恩給の問題に關しましては、從來官吏
懲戒法の中に、懲戒によつて免職せら
れた者に、恩給につきましては、恩給權を
喪失する規定があるのであります。今
度官吏懲戒法がなくなつたのでありま
すが、同様の趣旨はやはり維持してい
きたいと考へておるのであります。こ
の點は恩給法の改正にまつことにし
たいと思つておるのであります。なお
また、他の文官への就職の問題であり
ますが、現在の官吏懲戒法の關係にお
きましては、懲戒免職になりました場
合におきまして、他の文官へ就職でき
るかどうか、就職が制限せられておる
かどうかという点につきましては、明
瞭な規定がないのであります。しかし
ながら一般文官の懲戒令によりまし
と、二年間は文官の他の官職へつこ
とができないう規定があるのであり
ます。これらの点を考へますときに、
やはり裁判官につきましても、權衡上
他の文官への就職につきましても適當な
る制限を加へるの必要はあると考へて
おるのであります。これは他日公務
員法が制定せられます場合におきまし
て、公務員法の規定に關することにし
たいと考へておるのであります。以
上の二點に關しましては、法制局に一應
事務的な連絡をとつてある次第であり
ます。

次に第四十二條の規定であります。
四十二條は刑法の誹告罪に該當する規
定であります。誹告罪の規定の中に
この彈劾を受けさせる目的をもつて虚
偽の申告をした規定がないのでありま
す。たゞ刑事または懲戒処分を受け
させる目的で虚偽の申告をした場合の
みが規定せられてゐるのであります。
この點に關しましては、これは刑法の
改正に委ねた方がよいのではないかと
いう意見がありまして、私も、さよ
うにしてもいいかと考へておつたの
であります。このまゝでもよろう
というふうな意見もありましたので、
原案の通りこのまゝ規定することに
したのであります。以上修正に對し
ます概要であります。

○沼澤委員長 何か御意見はございま
せんか。

○林(百)委員 二十六條の点で、今の
第一部長の説明もありましたが、これは
やはり裁判官の手續の点で、裁判手
続の点では司法裁判も、かうした特別
裁判所の手續も、非常に相互に相似て
おるし、相互に準用しておると思いま
す。従つて裁判官の點では、一應司
法裁判所の手續は準すべきであつて、
司法裁判所がより二十六條に該當
するやうな場合、殊に裁判官を彈劾す
る權利というものが憲法ではつきり國
民に與えられておる。その憲法第三章
の國民に與えられた權利に關する事件
を審判する場合には、必ず公開しなけ
ればならないということが司法裁判所
の方には命ぜられておるのだから、こ
うした裁判官の點においては、やはり
司法裁判所の手續に準じた方がいいと
思ひますから、二十六條の、今言つた
公開を禁止することができるといふこ

とは、これはやはり除いた方がいい
と、私の意見では思ひます。
もう一つ、四十二條ですが、これは
やはり四十二條があると、せつかくで
た裁判官彈劾法案が非常に私物化する
危険がある。殊に「虚偽の申告をした
者」というようなことが理由となつて
処罰されるのですが、たゞ申告をした
ときだけでは、まだ裁判官は罷免を
されておらないので、まだ司法上の權
限をもつておるのだから、司法上の權
限をもつておる者は、自分が訴追され
たといふことを聞いて、いろ／＼の手
を用いて、君は虚偽の申告をしたので
はないかといふようなことを言つて、普
通の民衆ですと、裁判所へ喚ばれてそ
ういふことを言われると、とかくいろ
いろの圧力で、つい、実は申訳なかつ
た、といふようなことを言う危険があ
ると思ひます。まだ國民が、國民に與
えられた權利について十分な自覺のな
い間は、かうした四十二條のような規
定はない方がいい。そういう意味で、
私は四十二條は、刑法の改正の場合に
十分慎重に審議してもらふことにして、
裁判官の彈劾法案の中にはこれは入れ
ない方がいい。そういう二つの意見を
もつております。

○石田(一)委員 ただいまの林君の御
意見に私も賛成をいたします。その理
由は、まず第二十六條の問題に關しま
して、いろ／＼憲法上の、今第一部長
のおつしやつた解釈も首肯できること
ではございまして、この二條の「彈劾
による罷免の事由」といふ範圍を考へ
たときに、その範圍に屬する裁判官を
裁判するときに、何がゆゑに、裁判官
に對する何かの思いやりと言ひます

か「公の秩序又は善良の風俗を害する
虞がある」といつて、これを非公開に
しなければならぬか。むしろかうい
うことを公開して、もつて戒めとな
すべきだと私は考へます。そういう意
味でもあり、また後日違憲論などの問
題が起つた場合の責任を考へまして
も、私は今の林君の意見に同感であり
ます。

それから最後の四十二條のこのみ
林君はおつしやいましたが、私はそれ
に附け加えて、四十二條を刑法の方の
改正に委ねるとすれば、四十三條以下
もやはりこれを刑法の改正に委ねた方
が體裁上いいのではないかと考へてお
ります。

それから先ほどの案件の三條に追加
する問題ですが、最高裁判所の規定に
は、やはり類似のものがあるといふこ
とであります。東京で行われておる
という、それは東京都となつておりま
すか、東京となつておりますか。

○三浦説明員 東京です。

○石田(一)委員 それならばこれに議
論はないと思ひます。

○工藤委員 この第二十六條は要らな
いといふことですけれども、これは一
人でも反對があつたらいかぬので、全
会一致ということが條件になつておる
から、従つてその内容は十分検討され
るわけですね。十目に見るところ、十指
の指さすところがこれだといふことに
なれば一向差支えないと思ふ。憲法論
を眞向からふりかざしてくれば、そ
ういふ理論的なことは多少あるけれど
も、われ／＼はもう少し社會の實情に
應じた彈力性のある立法をすべきであ
るから、私はこの案はこのまゝでよか

ろうと思ふ。

○小澤(佐)委員 第二條は修正案によりまして、「瀆職の行爲」を削つたために、十二條をなくするといふ説明ですが、そこが腑に落ちないからお尋ねする。瀆職行爲を削つたから、十二條を削らなければならぬといふのですか。

○三浦説明員 「瀆職の行爲」を第二條の一号に掲げておられますけれども、いやくも一銭の瀆職であつても「瀆職の行爲」に該当する以上は、常に訴追事由になる。これは考え方によつていやくも裁判官たる以上は当然のことであらう。しかしながら、もちろん情狀によりましては、自分が直接取らなかつとも、自然にこれを置いて行つたとかいふような場合もあり得るであらうし、その他いろいろの情狀によりまして、宥恕してしかるべき事情もあるかと考えられますので、原則的には常に訴追事由になるけれども、なお十二條の規定によりまして、これが緩和できるような規定を設けておる次第であります。かような考えをもつておるわけでありまして。

○小澤(佐)委員 十二條の規定は、瀆職の行爲があつたときだけに、ひつつかつておるとは言えないと思ふ。たとへば、二項、三項、四項の場合も情狀はあり得る。従つて私は瀆職の行爲だけにひつつかつたからといつて、十二條を削る理由は全然ないと思ふ。つまり第二條の「職務上の義務に著しく違反し、又は職務を著しく怠つたとき」といふようなこの十二條の場合でも、瀆職の、今の一銭とかいふ問題はかりでなく、あらゆる場合に情狀といふものはあり得るのであつて、これを削つた修正案よりは、十二條はあつた

方がいいと思ひますが……

○三浦説明員 どうもつともでありまして、今瀆職に関する件だけを御説明申しましたけれども、二項、三項、四項にも、もちろん関連するわけでありまして。但しその第二項、第三項、第四項の、著しくとか甚しくとかいふような、限定的な規定があるのであります。著しくそれが違反しておるかどうかが、甚しく怠つたかどうかといふ認定が問題なのであります。そこで著しいとか、甚しいといふ事由があつた場合においては、訴追事由になりまして、十二條において著しい場合として訴追したのに、さらにまた情狀によつてこれを訴追しないといふことが多少そこを無視があるといふ意味から十二條を削ることにしたわけでありまして。

○三浦説明員 速記をやめてください。

(速記中止)

○三浦説明員 速記を始めてください。

○森(三)委員 先ほど小澤君も申しましたが、結局新しく改正しようとする罷免事由、すなわち「職務上の義務に著しく違反し」と著しくといふことが一号にある。それから二号の方にも「著しく」があるのですが、結局情狀といふ問題とこれとはおのずから異なると思ひます。たとえば、どうほろをしたら、詐欺をしたといふは、著しく或信を失ふところの非行があつたことになつておるが、しかしどうほろをする、詐欺をするといふのも、結局情狀が病氣であるとか、妻子が病氣で長い間入院しておつて困るものだから、やつたといふようなところが、結局情狀といふようなことになるのであつて、われわれが日常取扱つてゐる事件でも、た

とせば、子供がどうほろをした、しかし母親が病氣で長い間患つておるために、薬を買わなければならぬから、どうほろをした。たまたまどうほろといふことは、著しく非行であります。しかし動機その他非常に改心してゐること、諸般の事情が終局情狀といふことになるのであつて、もう少し關係筋にも説明してくだされば、結局日本人の情味といふか、二回、三回は許すわけにはいかないが、最初にやつたことは一應起訴しないで許してやろうじやないかといふことが現在検事局で取計らつてゐるやり方なので、なるべくならばその人間の一生を葬るようなことはしたくないといふやうなところ、この第十二條の起訴猶予の條項があるわけでありまして、これは小澤君の言われるように、できるならばこれを活かすように關係筋に対して御努力願ひたい。なお第十四條といふものがあつて、訴追はしたが、從來は裁判があるまでこれを取消することもできず。これは削るというところであります。結局第十二條と第十四條に救済の規定があるので、十四條は削つても十二條は置いておいた方がいいのではないかと考えます。なお先ほどの二十六條の問題で、これは林君、石田君からこの但書を削除した方がいいという御意見がありました。これも實際問題とすると、從來大逆罪とか、姦通罪のような場合、いよくその公判において發見したとか、しないとかいふやうなことになるかと、話是非常に複雑なところまでいくのです。一緒に寝たとか、どうしたとかいふところまでいく。そういうやうな場合にきわどくなると判事が協議して、一般傳聞

者の退廷を命ずる。弁護人だけは聴いておるわけですが、結局判事が、そういうやうな非行があるかどうかといふことも、われわれのこゝの問題が起るとも考えないのですが、かりに起つたにしても、今度は姦通罪の規定を削除しようとしてゐるのであつて、かりにいかなることがあつたにしても、公開を禁止までしてやらなければならぬ事由はないだらうと思ふ。從來の秘密主義でなく、これからの民主的な裁判のあり方も、新憲法の但書に規定があるのでありますから、やはりできるだけ公開にしていただかなければならぬ。こゝより建前から、ほとんどまれに生ずるやうなことをあらかじめ規定をしておいて、何だか異いものにふたをするやうなやり方ではない方がいいのではないかと。従つて、私は二十六條の但書の規定は、とれるならばとつてもらひたいと考へます。

それから先ほど林君が言つておつた

四十二條の罰則規定ですが、林君もわれわれも同じ職業で弁護士をやつておるわけだが、一般人は裁判官を非常にこわいように思つてゐるから、うつかり裁判官の悪口を言つてゐるものなら、虚偽申告罪でやつつけられる。しかも三箇月以上十年以下の懲役だといふことで威かされる。裁判官に多少不當なことがあるやうな、また自分の權利を侵害されても、黙つておつた方が結局得だといふ從來の泣寝入り式な觀念が拂拭できないのではないかと。やはりこの彈劾法を生かして使うのには、四十二條の規定はむしろない方がいいのではないかと。またこれをとつた場合に、裁判官に不當なことをされたとか、また

あるからといつて、やたらに訴追委員会に交渉するとかどうとかいふことは、われわれとしては考へられないと思ふ。かりにあつたとしても、かえつてそれは裁判官彈劾法を生かすためにもこゝろした規定は削除した方がいいと考へております。

○三浦説明員 ちよつと速記を止めてください。

(速記中止)

○三浦説明員 速記を始めてください。

ではお諮りいたしますが、修正案中で、第十二條の削除は原文のまま残すこととして、一應小委員長報告並びに修正案を假決定にしておいて、その原案に基いて両方合同審査会を開く。そつして本決定は合同審査の結果さらに委員会を開いて本決定するといふ形によろしうございませうか。

○三浦説明員 速記をやめてください。

(速記中止)

○三浦説明員 速記を始めてください。

○後藤委員 その際に假決定であるから、合同審査委員会における各委員の発言は自由であつた。

○三浦説明員 そのお話をそのまま附加して決定するに異議ありませんか。

○三浦説明員 さよう決定いたしました。

あるからといつて、やたらに訴追委員会に交渉するとかどうとかいふこと

は、われわれとしては考へられないと思ふ。かりにあつたとしても、かえつてそれは裁判官彈劾法を生かすためにもこゝろした規定は削除した方がいいと考へております。

○三浦説明員 ちよつと速記を止めてください。

(速記中止)

○三浦説明員 速記を始めてください。

ではお諮りいたしますが、修正案中で、第十二條の削除は原文のまま残すこととして、一應小委員長報告並びに修正案を假決定にしておいて、その原案に基いて両方合同審査会を開く。そつして本決定は合同審査の結果さらに委員会を開いて本決定するといふ形によろしうございませうか。

○三浦説明員 速記をやめてください。

(速記中止)

○三浦説明員 速記を始めてください。

○後藤委員 その際に假決定であるから、合同審査委員会における各委員の発言は自由であつた。

○三浦説明員 そのお話をそのまま附加して決定するに異議ありませんか。

○三浦説明員 さよう決定いたしました。

○三浦説明員 速記をやめてください。

(速記中止)

○三浦説明員 速記を始めてください。

○後藤委員 その際に假決定であるから、合同審査委員会における各委員の発言は自由であつた。

○三浦説明員 そのお話をそのまま附加して決定するに異議ありませんか。

○三浦説明員 さよう決定いたしました。

あるからといつて、やたらに訴追委員会に交渉するとかどうとかいふこと

は、われわれとしては考へられないと思ふ。かりにあつたとしても、かえつてそれは裁判官彈劾法を生かすためにもこゝろした規定は削除した方がいいと考へております。

○三浦説明員 ちよつと速記を止めてください。

(速記中止)

○三浦説明員 速記を始めてください。

ではお諮りいたしますが、修正案中で、第十二條の削除は原文のまま残すこととして、一應小委員長報告並びに修正案を假決定にしておいて、その原案に基いて両方合同審査会を開く。そつして本決定は合同審査の結果さらに委員会を開いて本決定するといふ形によろしうございませうか。

○三浦説明員 速記をやめてください。

(速記中止)

○三浦説明員 速記を始めてください。

○後藤委員 その際に假決定であるから、合同審査委員会における各委員の発言は自由であつた。

○三浦説明員 そのお話をそのまま附加して決定するに異議ありませんか。

○三浦説明員 さよう決定いたしました。

○三浦説明員 速記をやめてください。

(速記中止)

○三浦説明員 速記を始めてください。

○後藤委員 その際に假決定であるから、合同審査委員会における各委員の発言は自由であつた。

○三浦説明員 そのお話をそのまま附加して決定するに異議ありませんか。

○三浦説明員 さよう決定いたしました。

ありますから、御参考までに……
はかに何かありませんか。

○山口(喜)委員 内閣提出の法律案は二十三日ですが、あと予定される法律案は、事務総長、どれくらいですか。提出がない以上は、しかたがないから、何日間会期を延期をしなければ片づかないか、予定を聴かしていただきたい。八月十日以後に出たものは取扱わないという話だったので、十三日でも十五日でもよいからそれまでは取扱う。その以後のものは、第一回臨時國會は一應閉じて、もう一回政府が議案を整理して、引続き第二回を開いてやるということにしてみたい。だからだらしておつたら年末までいつてしま

○大池事務局長 現実には人がないので、専門的知識を要しますので……八人ぐらい取り得る予算があります。今予算的措置として、かりに十人、二十人の予算をとつても、現実には人がない。御承知の通り内閣の法制局でも七、八名ぐらいでやっております。今法制部としては参事を四名、副参事を四名、それに配するに主事等はいろいろも事務局の予算の中で、人さえあれば取り得る条件は整つております。各省に渡りをつけておりますが、人がないのです。

○後藤委員 昨日の私の方の代議士会で、衆議院の法制部の早急な確立という事について、各議員から非常に熱心な発言があつた。そこで全体の機構の再編成なり、それに伴う予算を総長の方で早急に立案してほしい。さもないければ、おれ／＼が口頭禪的にいかに提案権があるといつて威張つてみたところで、それに伴う仕事がちつともできない。そういう意味の要望があります。

○山口(喜)委員 内閣提出の法律案は二十三日ですが、あと予定される法律案は、事務総長、どれくらいですか。提出がない以上は、しかたがないから、何日間会期を延期をしなければ片づかないか、予定を聴かしていただきたい。八月十日以後に出たものは取扱わないという話だったので、十三日でも十五日でもよいからそれまでは取扱う。その以後のものは、第一回臨時國會は一應閉じて、もう一回政府が議案を整理して、引続き第二回を開いてやるということにしてみたい。だからだらしておつたら年末までいつてしま

したから、これを運営委員会に対して希望しておきます。

いま一つ、秘書がはいつて議場で摘録をしたという際に、現在傍聴席では監視の取締りがあつて、メモの摘録が許されぬ。これを許される方法を何とか運営委員会で考えていただきたい。

○大池事務局長 今の摘録の問題は、自由にやれるようにしてあります。

○小澤(佐)委員 法制部の問題は人がいないのでできないと聴いておつたのですが、予算がないのですか。

○大池事務局長 予算はあります。適當な人が見当たらないのです。

○小島委員 待遇の関係で人が見つからぬのですか。

○大池事務局長 現実には人がないので、専門的知識を要しますので……八人ぐらい取り得る予算があります。今予算的措置として、かりに十人、二十人の予算をとつても、現実には人がない。御承知の通り内閣の法制局でも七、八名ぐらいでやっております。今法制部としては参事を四名、副参事を四名、それに配するに主事等はいろいろも事務局の予算の中で、人さえあれば取り得る条件は整つております。各省に渡りをつけておりますが、人がないのです。

○後藤委員 昨日の私の方の代議士会で、衆議院の法制部の早急な確立という事について、各議員から非常に熱心な発言があつた。そこで全体の機構の再編成なり、それに伴う予算を総長の方で早急に立案してほしい。さもないければ、おれ／＼が口頭禪的にいかに提案権があるといつて威張つてみたところで、それに伴う仕事がちつともできない。そういう意味の要望があります。

○後藤委員 くだいようであります。國會が自主的な立法機関として、どんな立法をやつていく、その立法によつて政府は行政技術當局になるといふようなあり方に逐次推移していく、こういうふうな考えられる。従つて研究機關は國會圖書館に附帯されるとしても、成文技術だけでも私はその程度では貧困であらうと考えます。より構想の大きなものを考えていただきたいと要求します。

○石田(一)委員 もう一つ問題があるが、こういう細かな法案は局部的に結局翻訳がわからないでたいへんに感違いをされておるような場合があると思ひます。こういう場合には、これに通じたものが一應目を通して、これに立ち会つてもらつて訳してもらえば、ああいうことはないと思ひます。

○大池事務局長 それは私どもの方としては、法制部の問題は、單に数名だけの法制部でやるので、これは技術者だけではだめなのであります。その前提となるいろいろの資料その他の問題、それから議員さんの要求事項に應ずるもの、こういうものを法制部だけでやらすことは、とうていできないのであります。これは國會圖書館といふものが当然そのデファレンスといふものを設けて資料を提供し、その中に場合によれば法制部に當るものを全般的に配置して相談に應ずるといふ、アメリカ式の制度にしなければならぬといふことの前提で進んでおるわけですから。今御承知の通りの事情で圖書館の場所もないし、いろいろの方面がスタートが遅れておりますから、とりあえず各院に法制部といふものを置いてい

○後藤委員 私はまだ各議員が議員一個の提案権を活用する点について未習熟だと思ひます。しかしこれは習熟するに従つて活潑に行われると思ひます。そこで七、八名ぐらいの法制部の人的機構では、四百六十六名の人が活潑に法案提出の活動をしたらむらだと思ひます。法制部の機構を大きくしたらどうですか。

○大池事務局長 それは私どもの方としては、法制部の問題は、單に数名だけの法制部でやるので、これは技術者だけではだめなのであります。その前提となるいろいろの資料その他の問題、それから議員さんの要求事項に應ずるもの、こういうものを法制部だけでやらすことは、とうていできないのであります。これは國會圖書館といふものが当然そのデファレンスといふものを設けて資料を提供し、その中に場合によれば法制部に當るものを全般的に配置して相談に應ずるといふ、アメリカ式の制度にしなければならぬといふことの前提で進んでおるわけですから。今御承知の通りの事情で圖書館の場所もないし、いろいろの方面がスタートが遅れておりますから、とりあえず各院に法制部といふものを置いてい

○後藤委員 私はまだ各議員が議員一個の提案権を活用する点について未習熟だと思ひます。しかしこれは習熟するに従つて活潑に行われると思ひます。そこで七、八名ぐらいの法制部の人的機構では、四百六十六名の人が活潑に法案提出の活動をしたらむらだと思ひます。法制部の機構を大きくしたらどうですか。

○大池事務局長 それは私どもの方としては、法制部の問題は、單に数名だけの法制部でやるので、これは技術者だけではだめなのであります。その前提となるいろいろの資料その他の問題、それから議員さんの要求事項に應ずるもの、こういうものを法制部だけでやらすことは、とうていできないのであります。これは國會圖書館といふものが当然そのデファレンスといふものを設けて資料を提供し、その中に場合によれば法制部に當るものを全般的に配置して相談に應ずるといふ、アメリカ式の制度にしなければならぬといふことの前提で進んでおるわけですから。今御承知の通りの事情で圖書館の場所もないし、いろいろの方面がスタートが遅れておりますから、とりあえず各院に法制部といふものを置いてい

○後藤委員 私はまだ各議員が議員一個の提案権を活用する点について未習熟だと思ひます。しかしこれは習熟するに従つて活潑に行われると思ひます。そこで七、八名ぐらいの法制部の人的機構では、四百六十六名の人が活潑に法案提出の活動をしたらむらだと思ひます。法制部の機構を大きくしたらどうですか。

○後藤委員 くだいようであります。國會が自主的な立法機関として、どんな立法をやつていく、その立法によつて政府は行政技術當局になるといふようなあり方に逐次推移していく、こういうふうな考えられる。従つて研究機關は國會圖書館に附帯されるとしても、成文技術だけでも私はその程度では貧困であらうと考えます。より構想の大きなものを考えていただきたいと要求します。

○石田(一)委員 もう一つ問題があるが、こういう細かな法案は局部的に結局翻訳がわからないでたいへんに感違いをされておるような場合があると思ひます。こういう場合には、これに通じたものが一應目を通して、これに立ち会つてもらつて訳してもらえば、ああいうことはないと思ひます。

○大池事務局長 それは私どもの方としては、法制部の問題は、單に数名だけの法制部でやるので、これは技術者だけではだめなのであります。その前提となるいろいろの資料その他の問題、それから議員さんの要求事項に應ずるもの、こういうものを法制部だけでやらすことは、とうていできないのであります。これは國會圖書館といふものが当然そのデファレンスといふものを設けて資料を提供し、その中に場合によれば法制部に當るものを全般的に配置して相談に應ずるといふ、アメリカ式の制度にしなければならぬといふことの前提で進んでおるわけですから。今御承知の通りの事情で圖書館の場所もないし、いろいろの方面がスタートが遅れておりますから、とりあえず各院に法制部といふものを置いてい

○後藤委員 私はまだ各議員が議員一個の提案権を活用する点について未習熟だと思ひます。しかしこれは習熟するに従つて活潑に行われると思ひます。そこで七、八名ぐらいの法制部の人的機構では、四百六十六名の人が活潑に法案提出の活動をしたらむらだと思ひます。法制部の機構を大きくしたらどうですか。

○大池事務局長 それは私どもの方としては、法制部の問題は、單に数名だけの法制部でやるので、これは技術者だけではだめなのであります。その前提となるいろいろの資料その他の問題、それから議員さんの要求事項に應ずるもの、こういうものを法制部だけでやらすことは、とうていできないのであります。これは國會圖書館といふものが当然そのデファレンスといふものを設けて資料を提供し、その中に場合によれば法制部に當るものを全般的に配置して相談に應ずるといふ、アメリカ式の制度にしなければならぬといふことの前提で進んでおるわけですから。今御承知の通りの事情で圖書館の場所もないし、いろいろの方面がスタートが遅れておりますから、とりあえず各院に法制部といふものを置いてい

○後藤委員 私はまだ各議員が議員一個の提案権を活用する点について未習熟だと思ひます。しかしこれは習熟するに従つて活潑に行われると思ひます。そこで七、八名ぐらいの法制部の人的機構では、四百六十六名の人が活潑に法案提出の活動をしたらむらだと思ひます。法制部の機構を大きくしたらどうですか。

○大池事務局長 それは私どもの方としては、法制部の問題は、單に数名だけの法制部でやるので、これは技術者だけではだめなのであります。その前提となるいろいろの資料その他の問題、それから議員さんの要求事項に應ずるもの、こういうものを法制部だけでやらすことは、とうていできないのであります。これは國會圖書館といふものが当然そのデファレンスといふものを設けて資料を提供し、その中に場合によれば法制部に當るものを全般的に配置して相談に應ずるといふ、アメリカ式の制度にしなければならぬといふことの前提で進んでおるわけですから。今御承知の通りの事情で圖書館の場所もないし、いろいろの方面がスタートが遅れておりますから、とりあえず各院に法制部といふものを置いてい

○後藤委員 私はまだ各議員が議員一個の提案権を活用する点について未習熟だと思ひます。しかしこれは習熟するに従つて活潑に行われると思ひます。そこで七、八名ぐらいの法制部の人的機構では、四百六十六名の人が活潑に法案提出の活動をしたらむらだと思ひます。法制部の機構を大きくしたらどうですか。

それではこれで散会いたします。
午後零時二十一分散会